



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年10月5日火曜日 第1598号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可（3件）.....	1003
不健全な図書類等の指定.....	1003
指定居宅支援事業者の指定（6件）.....	1004
指定居宅支援事業の廃止（3件）.....	1005
土地改良事業の計画の変更の認可（2件）.....	1006
市営土地改良事業の施行の同意.....	1006
肥料登録有効期間の更新.....	1006
解除予定保安林にする旨の通知.....	1007
土地収用法に基づく事業の認定.....	1007
道路の区域変更（県道丹原小松線）.....	1008
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	1008
道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....	1008
開発行為に関する工事の完了.....	1008
道路の位置の指定.....	1009

公 告

家畜商講習会の開催.....	1009
技能検定の合格者.....	1011

人事委員会規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	1020
---	------

告 示

○愛媛県告示第2043号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山衛生事務組合の規約の変更を許可した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち重信町及び川内町が合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年9月21日

3 規約変更許可年月日

平成16年9月17日

○愛媛県告示第2044号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり中予広域水道企業団の規約の変更を許可した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち重信町及び川内町が合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び他の地方公共団体が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年9月21日

3 規約変更許可年月日

平成16年9月15日

○愛媛県告示第2045号

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の2第1項においてその例によることとされている地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり松山市、重信町共有山林組合の規約の変更を許可した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

組合を組織する地方公共団体のうち重信町が川内町と合併し東温市となることに伴い、平成16年9月21日から組合を東温市及び松山市が組織する一部事務組合とするため、組合の規約を変更する。

2 規約変更年月日

平成16年9月21日

3 規約変更許可年月日

平成16年9月17日

○愛媛県告示第2046号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	16 047	S e f u r e ! 10	10月号増刊	(株) 一 水 社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	16 048	S t r e e t S u g a r	10 月 号	(株) サ ン 出 版	
"	16 049	アップル通信 Vol.246	10 月 号	三 和 出 版 (株)	
"	16 050	P e e - G i r l ! ! Vol.001	10月増刊号	三 和 出 版 (株)	
"	16 051	ぬがせ隊	10 月 号	(有) セ ン ト ラ ル 出 版	
"	16 052	u - 15 うるうるイチゴ	10月増刊号	(株) 大 洋 図 書	
"	16 053	少女百景 VOL.01	10月号増刊	(株) 東 京 三 世 社	
"	16 054	千人斬り	VOL.027	(株) 東 京 三 世 社	
"	16 055	めっちゃイ!!	10 月 号	(株) ビ デ オ 出 版	
"	16 056	プリギアル Volume.07	10月増刊号	マイウェイ出版(株)	
"	16 057	わかづま GetNavi	10月号増刊	マイウェイ出版(株)	
"	16 058	COMIC 夢雅	10 月 号	(株) オ ー ク ラ 出 版	
"	16 059	漫画 美熟女物語 NO,4	10 月 号	(株) 大 洋 図 書	
"	16 060	COMIC 桃姫 VOL.048	10 月 号	富 士 美 出 版 (株)	
"	16 061	COMIC POT VOL.038	10 月 号	(株) メ デ ィ ア ッ ク ス	
ビデオ テープ	16 062	STARFUCK VOL.1 淫虐の関係	FUCK-V01	情 報 図 書	
"	16 063	精交四十八手 秘技繚乱 わんわん責め 参	INU-03	D R A G O N	
"	16 064	大都会露出ドライブ Volume.5 うさみ恭香	DRD-05	イ ン パ ル ス	
"	16 065	東京不倫白書 第参話	NFU-003	R e e a l E l e m e n t	
"	16 066	Pure.実録 淫行美少女	PUR-003	H y b r i d	
"	16 067	「ブルセラ課外授業」愛クラス Vol.4 広瀬奈央美	BZA-004	A Z ・ T E C	
DVD	16 068	顔は原宿カラダは車中!! 青木玲	HET-333KJ	(株) ホ ッ ト エ ン タ ー テ イ メ ン ト	
"	16 069	絶頂QUEEN 極	12ID-046	(株) ト ー タ ル ・ メ デ ィ ア ・ エ ー ジ ェ ン シ ー	

○愛媛県告示第2047号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年月日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300147119	社会福祉法人東温市 社会福祉協議会	東温市田窪300番地 2	和 田 治 樹	児童居宅介護	社会福祉法人東温市 社会福祉協議会	東温市田窪300番地 2	平成16年 9月21日

○愛媛県告示第2048号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100155114	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	和田治樹	身体障害者居宅介護	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	平成16年9月21日

○愛媛県告示第2049号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200178115	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	和田治樹	知的障害者居宅介護	社会福祉法人東温市社会福祉協議会	東温市田窪300番地2	平成16年9月21日

○愛媛県告示第2050号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300148117	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺河 駿	児童居宅介護	株式会社悠遊社宇和島事業所	宇和島市榊形町二丁目2-14	平成16年9月24日

○愛媛県告示第2051号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100156112	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺河 駿	身体障害者居宅介護	株式会社悠遊社宇和島事業所	宇和島市榊形町二丁目2-14	平成16年9月24日

○愛媛県告示第2052号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 年 月 日 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200179113	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺河 駿	知的障害者居宅介護	株式会社悠遊社宇和島事業所	宇和島市榊形町二丁目2-14	平成16年9月24日

○愛媛県告示第2053号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃

止した旨の届出があった。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300022114	社会福祉法人川内町 社会福祉協議会	温泉郡川内町南方26 2番地	田 部 広 明	児童居宅介護	障害児居宅介護事業 所川内町社会福祉協 議会	温泉郡川内町南方26 2番地	平成16年 9月17日
38000300072119	社会福祉法人重信町 社会福祉協議会	温泉郡重信町田窪23 70番地	和 田 治 樹	児童居宅介護	障害児居宅介護事業 所重信町社会福祉協 議会	温泉郡重信町田窪23 70番地	平成16年 9月16日

○愛媛県告示第2054号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100018114	社会福祉法人川内町 社会福祉協議会	温泉郡川内町南方26 2番地	田 部 広 明	身体障害者居 宅介護	身体障害者居宅介護 事業所川内町社会福 祉協議会	温泉郡川内町南方26 2番地	平成16年 9月17日
38000100078118	社会福祉法人重信町 社会福祉協議会	温泉郡重信町田窪23 70番地	和 田 治 樹	身体障害者居 宅介護	身体障害者居宅介護 事業所重信町社会福 祉協議会	温泉郡重信町田窪23 70番地	平成16年 9月16日

○愛媛県告示第2055号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200031116	社会福祉法人川内町 社会福祉協議会	温泉郡川内町南方26 2番地	田 部 広 明	知的障害者居 宅介護	知的障害者居宅介護 事業所川内町社会福 祉協議会	温泉郡川内町南方26 2番地	平成16年 9月17日
38000200094114	社会福祉法人重信町 社会福祉協議会	温泉郡重信町田窪23 70番地	和 田 治 樹	知的障害者居 宅介護	知的障害者居宅介護 事業所重信町社会福 祉協議会	温泉郡重信町田窪23 70番地	平成16年 9月16日

○愛媛県告示第2056号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市船屋土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・矢倉長福地区）の計画の変更を平成16年 9 月22日認可した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2058号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中浦地区）の施行に平成16年 9 月24日同意した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2057号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、土居町長津土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・薬師地区）の計画の変更を平成16年 9 月22日認可した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2059号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年10月14日	愛媛県第1200号	炭酸カルシウム肥料	くみあい粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 14.5 内く溶性苦土 10.0	公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号111番地

○愛媛県告示第2060号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 解除予定保安林の所在場所

東温市山之内字岡乙1287、字東河原樋乙1155の1、乙1155の3、乙1162、乙1163の1、乙1163の2、乙1164の1から乙1164の4まで、字神子野乙1126の2、字岡乙1288・乙1289の1・字西河原樋乙1286の3・字東河原樋乙1150から乙1154まで・乙1155の2・乙1156の2・乙1157・乙1158・乙1159の1から乙1159の4まで・乙1165の1・字神子野乙1126の1・乙1126の3・乙1127の1・乙1128の1・乙1131の1・乙1132から乙1134まで（以上25筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第2061号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 起業者の名称

朝倉村

2 事業の種類

農業集落排水資源循環統合補助事業 朝倉下地区

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県越智郡朝倉村大字朝倉下及び大字山口地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成16年8月19日に、朝倉村から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当

する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、本件事業の実施年度に必要となる工事費、用地費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは確実と認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、朝倉村の下水道基本構想に基づき、朝倉下地区のし尿及び生活雑排水を一体的に浄化処理する施設を新設するものである。

ア 朝倉下地区では、近年の生活様式の高度化等による生活雑排水等の増加に伴って、農業用排水の汚濁が進行し、農業用排水施設の維持管理に支障を来し、水質悪化による水稻の生育障害の要因になるなど問題が生じている。

また、生活雑排水等は地域内の農業用排水路、河川、道路側溝等に排水されており、蚊、ハエ等の発生源となるなど、当地区の生活環境に悪影響を与えている。

本件事業の施行により、当地区における農業用水の水質の保全が図られ、農作物の生育障害の解消や農業用排水施設の機能維持が容易になり、また、水質面での土地条件の優劣の解消が図られ、処理水の農業用水としての再利用も可能となるなど、農業生産環境と農村生活環境の改善に寄与するものと認められる。

よって、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、朝倉下地区におけるし尿及び生活雑排水を浄化処理する施設を整備し、農業の生産性の向上と同

地区の生活環境の改善に資するもので、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。
5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所 朝倉村役場

(5) 結論

○愛媛県告示第2062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	丹原小松線	周桑郡小松町大字新屋敷字元和甲986番5から 同字981番1まで	旧	メートル 4.0～6.0	キロメートル 0.130	
			新	19.2～22.0	0.083	

○愛媛県告示第2063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	壬生川新居浜野田線	周桑郡小松町大字新屋敷字元和甲989番7から 同字978番5まで	旧	メートル 11.4～40.0	キロメートル 0.117	
			新	11.4～61.5	0.117	

○愛媛県告示第2064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島下波津島線	北宇和郡津島町北灘字内ノ浦乙148番4から 同町北灘字新田甲2147番28地先まで	旧	メートル 3.8～10.8	キロメートル 0.788	
			新	3.8～10.8 4.6～28.0	0.788 0.695	

○愛媛県告示第2065号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16西局建（開）第12号 平成16年9月27日	西条市樋之口字中八町300番の1、300番の2、300番3、300番4、302番1、302番2、302番3、306番1及び306番12	西条市古川甲118番地の2 石川健一

○愛媛県告示第2066号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
八幡浜市大字八代178番5
- 2 申請人の住所氏名
八幡浜市産業通り2番19号
昭栄不動産商事
代表者 魚海 浩昭
- 3 図面省略

公 告

○公 告

家畜商講習会の開催について

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 開催の日時
平成16年10月28日（木）8時30分及び10月29日（金）8時30分
- 2 開催の場所
松山市一番町四丁目4-2 県庁第二別館 5階 第6会議室
- 3 受講手続
受講希望者は、平成16年10月14日（木）までに、次に掲げる書類を所轄地方局に提出しなければならない。
 - (1) 家畜商講習会受講願書（別記様式）
 - (2) 住民票抄本1通
- 4 教材
講習用教材は、講習会会場において各自購入すること。

別記様式

家畜商講習会受講願書

平成 年 月 日

愛媛県知事 加戸守行 殿

現 住 所

職 業

(ふりがな)

氏 名

生年月日

貴県で主催される家畜商講習会を受講したいので、関係書類を添えて願ひ出ます。

愛媛県収入証紙 3 , 1 3 0 円

相当額はり付け場所

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成16年6月14日から平成16年9月5日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成16年10月5日

愛媛県知事 加戸守行

造園（造園工事作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 3	芥川 幸久	A甲 8	吉田 頼弘	A甲 10	仙波 太郎	A甲 11	松浦 健次郎
A甲 18	山崎 秀雄	C 1	松下 朋之	C 6	野本 貞樹	C 9	原畑 善人

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 3	川又 大造	A甲 5	菅 賢一	A甲 6	那須口 良紀	A甲 7	井手 崇
A甲 13	高須賀 喬	A甲 17	三島 景吾	A甲 22	杉野 知史	A甲 24	山本 謙信
C 1	篠原 俊秀	C 2	杉田 崇	C 4	菊池 潤	C 5	井上 智弘
C 7	城戸 秀公	C 9	山先 貢				

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	栗田 陽一	B 1	小野 展敬

2 級

受検番号	氏 名
C 1	大田 道安

金属熱処理（一般熱処理作業）

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 2	田窪 保志	A甲 3	岡田 崇	A甲 4	大河内 和哉

機械加工（普通旋盤作業）

2 級

受検番号	氏 名
B 3	岡添 覚

機械加工（フライス盤作業）

1 級

受検番号	氏 名
B 1	茶原 宇五郎

2 級

受検番号	氏 名
A 甲 2	伊 藤 原 矢

機械加工（数値制御旋盤作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	古 野 健	A 甲 2	大 原 利 幸	A 甲 3	岸 武 宏	C 1	北 谷 豪

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 3	近 藤 浩	C 2	矢 野 徹	C 3	郷 田 勝 良

機械加工（数値制御フライス盤作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	前 田 和 孝	B 3	川 井 強 史	C 1	高 本 健 太

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	松 尾 昌 弘	A 甲 2	長 田 勝 敏	C 1	武 田 善 年

機械加工（マシニングセンタ作業）

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	青 野 文 紀	A 甲 2	青 野 伸	A 甲 3	浅 野 崇	A 甲 5	松 本 英 久
A 甲 6	橋 本 隆 司	B 1	白 石 誠	C 4	長 井 進		

金属プレス加工（金属プレス作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	中 村 智 也	A 甲 2	山 本 直 也	B 4	中 田 吉 彦

鉄工（製缶作業）

1 級

受検番号	氏 名
B 1	渡 邊 裕 之

建築板金（内外装板金作業）

1 級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 1	村上 公一	A甲 2	木本 健	A甲 3	清水 亮児	A甲 4	松本 圭
A甲 6	高瀬 真一	C 1	亀田 正蔵	C 3	谷口 俊彦		

2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
C 1	下浦 聡	C 4	松本 泰昭	D 1	高岡 誠二

建築板金（ダクト板金作業）

1級

受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	渡部 直生	B 1	渡部 直人

2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 2	石川 哲郎	C 1	高岡 誠二

仕上げ（治工具仕上げ作業）

2級

受検番号	氏名
A甲 1	檜垣 雅幸

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 7	阿部 卓	A甲 8	斉藤 浩和	A甲 12	中田 康治	A甲 13	島本 真二
A甲 15	河田 朋也	A甲 19	坂本 武史				

2級

受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名	受検番号	氏名
A甲 3	津田 宗宏	A甲 4	須崎 隆嗣	A甲 9	小池 正樹	A甲 10	長谷川 友之
A甲 13	伊藤 博一						

機械保全（設備診断作業）

2級

受検番号	氏名
D 1	神野 毅

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	山 野 彰 仁	A甲 3	竹 田 恭 介	A甲 5	阿 部 清 二	A甲 6	田 中 大 助
A甲 7	川 本 桂 子	A甲 9	谷 由 利 江	A甲 10	遠 藤 真 由 美	A甲 11	森 口 智 穂
A甲 12	吉 見 恵 理	A甲 13	東 司	A甲 14	馬 場 洋 美	A甲 16	明 神 清 華
A甲 17	木 和 田 さ き	A甲 18	吉 福 加 恵	A甲 20	片 岡 真 由 美	A甲 21	谷 岡 美 香
B 4	河 野 健 太 郎	B 5	久 徳 加 代	B 6	和 田 朝	B 10	谷 岡 重 春
B 11	谷 本 祐 一	B 12	畦 地 健 一				

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	秋 山 好	A甲 2	近 藤 美 香	A甲 5	中 川 留 美	A甲 7	矢 野 恵 子
A甲 8	坂 本 香	A甲 11	佐 々 木 渚	A甲 12	木 下 文	A甲 13	竹 村 理 香
A甲 14	松 村 沙 織	A甲 15	山 口 瞳	A甲 18	松 尾 幸 子	A甲 19	長 岡 純 子
A甲 20	藤 井 華 子	A甲 21	浜 中 美 穂	A甲 22	松 本 佳 子	A甲 25	山 岡 麻 衣 子
B 1	福 田 秀 貴	B 3	宮 嶋 奈 々	B 4	黒 星 直 子	B 11	西 田 利 之
B 13	上 石 加 代 子	B 14	石 水 多 美	B 15	宇 和 川 徹		

電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	吉 本 祐 士	A甲 2	山 岡 和 弘	A甲 3	高 本 剛 男	A甲 5	澤 田 忠
C 1	宮 脇 真 也						

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 2	羽 藤 和 佳	A甲 6	布 英 幸	B 1	兵 頭 浩

産業車両整備(産業車両整備作業)

1 級

受検番号	氏 名						
A甲 1	中 島 佳 秀	A甲 2	杉 本 栄 枝	A甲 3	谷 本 啓 誌	A甲 4	田 村 基 貴
A甲 5	徳 永 規 雄	B 3	稲 越 貞 光	B 5	越 智 幸 彦		

2 級

受検番号	氏 名
A甲 1	井 上 富 雄

建設機械整備(建設機械整備作業)

1 級

受検番号	氏 名						
A甲 1	大 森 吉 彦	A甲 2	日 野 照 久	A甲 3	久 保 裕 哉	A甲 4	柏 原 忍
A甲 6	上 田 健 一	B 1	勝 連 純	B 2	武 田 真 也	C 1	平 田 典 史

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	濱 田 伸 仁	A甲 2	徳 弘 哲 也	A甲 3	久 家 隆 志	A甲 6	今 井 健 治
A甲 7	原 健 仁	A甲 8	宮 崎 寿	A甲 11	古 田 惣一郎	A甲 17	金 子 健 三
B 1	有 持 宗 秀	B 2	溝 渕 幸 三	B 3	塩 田 浩 二	B 4	山 田 政 史
B 8	高 山 秀 樹	B 9	是 澤 栄 理 雄	C 1	大 西 光 次	C 2	小 西 洋 一 郎
C 3	秋 山 茂 人						

家具製作（家具手加工作業）

1 級

受検番号	氏 名
A甲 1	八 塚 裕 之

2 級

受検番号	氏 名
A甲 1	善 家 雅 智

建具製作（木製建具手加工作業）

1 級

受検番号	氏 名
C 1	丸 山 邦 夫

2 級

受検番号	氏 名
B 1	井 上 淳 哉

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	石 川 貴 浩	A甲 2	藤 勝 之 道	A甲 4	辻 賢 二	A甲 5	鎌 倉 淳 晃
A甲 6	小 薮 雅 博	C 1	平 石 道	C 3	高 橋 敬 次 郎	C 6	伊 藤 晃

2 級

受検番号	氏 名
C 2	門 田 純 也

陶磁器製造（絵付け作業）

1 級

受検番号	氏 名
C 1	小 田 原 ゆ み 子

2 級

受検番号	氏 名
A 甲 1	武 智 達 也

石材施工（石張り作業）

1 級

受検番号	氏 名
B 1	一 柳 明 良

2 級

受検番号	氏 名
A 甲 2	真 鍋 朋 治

とび（とび作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 2	神 野 素 行	B 4	大 野 孝

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 2	山 本 祐 也	B 2	高 橋 貞 彦	B 3	高 橋 歩

左官（左官作業）

1 級

受検番号	氏 名						
A 甲 1	上 田 正 和	A 甲 2	菅 優	A 甲 3	井 出 利 夫	A 甲 4	宮 崎 明 徳
A 甲 5	石 原 雅 洋	A 甲 7	伊勢本 貴 洋	A 甲 8	伊勢本 三 郎	A 甲 9	山 口 智

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	稲 田 学	A 甲 2	石 村 達 也	A 甲 3	合 田 清	A 甲 4	小 倉 稔
C 1	藤 井 敬 太	C 2	重 見 徹 夫	C 3	真 鍋 大 器		

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	山 本 博 文	A 甲 2	秋 山 保 男	A 甲 3	近 藤 孝 司

畳製作（畳製作作業）

2 級

受検番号	氏 名
D 1	上 松 則 良

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	石 村 健 一	A甲 2	合 田 和 志	A甲 3	越 智 久 幸	A甲 4	篠 浦 光 雄
A甲 5	福 原 義 國	A甲 6	山 田 健	A甲 8	森 泰 範	A甲 9	多 田 哲 也
A甲 10	門 田 豊	A甲 11	尾 崎 光 俊	A甲 12	三 神 泰 隆	C 1	稲 井 健 司
C 2	佐 伯 宏 道	C 3	宇 都 宮 浩 幸				

2 級

受検番号	氏 名
A甲 1	坂 本 淳

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
B 1	森 洋 喜	D 1	国 広 義 則

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	鎌 田 雅 和	A甲 2	小 松 信 一 郎

防水施工（シーリング防水工事業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	伊 藤 照 之	A甲 2	蟹 江 貴 俊	A甲 3	山 本 司	A甲 4	鳥 田 金 政
A甲 5	橋 本 秀 彦	B 3	池 田 啓 吾	B 5	塩 田 新	B 6	杉 本 茂 樹

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	梶 原 健 司	A甲 3	西 山 貴 宏	A甲 4	藤 平 美 行	A甲 5	団 上 仁
A甲 6	大 場 英 貴	A甲 8	大 西 広 宣				

防水施工（FRP防水工事業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	秋 野 裕 一 郎	A甲 2	矢 野 浩 二	A甲 3	黒 光 良 伸	A甲 4	地 川 康 弘
A甲 5	豊 嶋 英 二	A甲 6	神 野 征 二	A甲 7	羽 藤 武 司	A甲 8	越 智 雄 二 郎
A甲 9	平 田 一 伊	A甲 10	阿 部 忠 弘	A甲 12	大 津 正	A甲 13	渡 辺 政 司
A甲 14	山 本 仁	A甲 15	竹 葉 満 生	C 1	高 橋 清 年	C 2	加 地 浩

C 3	金 吉 照 樹	C 4	森 修 二	C 5	宮 本 浩		
-----	---------	-----	-------	-----	-------	--	--

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	芥 川 俊 明	A甲 5	青 野 正 和	A甲 7	生 峰 良 一	A甲 8	畠 中 亮
A甲 9	徳 山 貴 人	B 1	伊 藤 善 也				

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	大 松 秀 典	A甲 3	中 村 元 彦	A甲 4	安 宮 公 太 郎

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	佃 将 央	A甲 2	八 木 和 彦	A甲 3	定 井 省 二	A甲 4	氏 間 善 紀
A甲 7	入 船 央	C 1	河 村 直 也				

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	砂 野 正 太	A甲 2	森 本 遊	A甲 3	坂 本 正 紀

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1 級

受検番号	氏 名						
A甲 1	宇都宮 基 恭	A甲 2	多 田 明	A甲 3	増 田 英 治	A甲 4	松 本 則 久
A甲 5	棟 田 克 己	A甲 6	渡 邊 慎 吾	A甲 7	下 元 稔	C 1	河 村 雅 也

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 2	竹 内 宏 徳	A甲 3	石 田 良	A甲 4	宮 崎 裕 也

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A甲 1	宮 本 発	A甲 2	古 味 潤	A甲 3	高 石 政 人	A甲 5	砂 野 隆

2 級

受検番号	氏 名
A甲 2	中 村 卓 也

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1 C 2	石 崎 努 小田原 宏 明	A 甲 2	石 村 守	A 甲 5	門 屋 耕 三	C 1	小田原 憲

2 級

受検番号	氏 名
C 1	小田原 正 之

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

2 級

受検番号	氏 名
D 1	中 川 貴 之

表装（表具作業）

1 級

受検番号	氏 名
B 1	兵 頭 信 次

表装（壁装作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 4 A 甲 8 C 2	岡 田 亮 内 田 章 小 西 忠 信	A 甲 5 A 甲 9	重 松 純 城 戸 政 昭	A 甲 6 B 1	福 岡 善 久 山 中 眞 次	A 甲 7 C 1	仲 田 直 樹 伊 藤 善 也

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	久 保 直 樹	A 甲 3	山 本 功 夫	B 1	宮 崎 修 道	C 1	小 西 健 夫

塗装（建築塗装作業）

1 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 5 A 甲 20	宮 岡 博 柴 田 一 雄	A 甲 9 C 2	矢 野 秀 和 武 田 裕 二	A 甲 16 C 3	二 宮 博 之 瀧 本 秀 利	A 甲 17	早 瀬 勝

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 4 C 5	松 本 孝 司 桐 野 秀 一	B 1 C 6	大 河 琢 也 松 岡 隆 一	C 2	重 見 勇 記	C 4	佐々木 光 紀

塗装（金属塗装作業）

1 級

受検番号	氏 名
A 甲 1	伊 藤 達 也

2 級

受検番号	氏 名	受検番号	氏 名	受検番号	氏 名
A 甲 1	大 江 将 人	A 甲 4	玉 井 秀 和	A 甲 7	西 岡 直 人

塗装（鋼橋塗装作業）

2 級

受検番号	氏 名
D 1	濱 本 武 志

写真（肖像写真作業）

1 級

受検番号	氏 名
A 甲 1	笹 原 剛

2 級

受検番号	氏 名
A 甲 1	中 屋 真 弓

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1 級

受検番号	氏 名						
A 甲 2	藤 田 佐智子	A 甲 3	村 上 妙 子	A 甲 4	田 中 祐 子	A 甲 5	横 尾 博 枝
A 甲 6	加 藤 弥 良	A 甲 7	吉 岡 和 子	A 甲 8	中 矢 幸 子	A 甲 9	中 嶋 一 恵
A 甲 10	澤 田 剛 志	A 甲 11	伊 賀 奈々子	A 甲 12	池 岡 佳奈子	A 甲 13	毛 利 真寿代
A 甲 14	和 田 倫 子	A 甲 16	重 松 恵 子	A 甲 18	和 氣 十 三		

2 級

受検番号	氏 名						
A 甲 1	中 島 彩 香	A 甲 2	門 田 修 一	A 甲 3	向 井 み き	A 甲 4	田 村 裕 子

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 145

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年10月5日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 -

17)の一部を次のように改正する。

別表重信町の部、川内町の部、久万町の部、面河村の部、美川村の部及び柳谷村の部を削り、同表小田町の部の次に次のように加える。

久万高 原町	議会事務局		事務局長	
	町長部 局	本庁	課(室)長 総務課 総務行政課長補佐 企画財政課長補佐 企画財政課企画財政 課長補佐 総務課人 事係長 企画財政課 財政係長	
			出先 機関	支所 支所長
			病院	院長 事務局長 看 護師長
			老人保 健施設 あけぼ の	施設長 事務局長
		診療所 (面河 診療所 に限る 。)	所長	
	教育委 員会	事務局		教育長 課長
		教育 機関	小学校	校長 教頭
			中学校	校長 教頭
	農業委員会事務局		事務局長	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

